



科目名
刑事訴訟法

評価(ABCD)
A

第1 設問について

1. Xは覚醒剤使用の事実(本罪)が逮捕・勾留されているが、下線部①の取調べでは殺人事件(余罪)について取調べられている。この点で余罪取調べは適法。

2. 刑事訴訟法(以下法令略)198条1項但書及び同条2項により、取調べを受ける義務は肯定される。もともと、逮捕勾留に際し事件単位の原則が採用された趣旨からすると、被疑者が取調べを受ける義務を負担するのは、あくまで当該逮捕・勾留の基礎とされた事実についての場合に限られるといえる。よって、本罪については取調べを受ける義務が課せられ取調べが許されるが、余罪については原則として取調べを受ける義務を課するに限りがあり、取調べを拒否し得るべきと解する。そして、余罪

10 取調べの際には、余罪の内容を明らかにし、取調べに同意する性質上の義務は課せられ、いざや退去する自由がある旨を被疑者に告知しなければならない(ア)であ

3. 下線部①の取調べの際、改めて黙秘権や退去権を告知されることは不要であった。また、Xは購得したパイプ椅子に座り、その椅子には手錠が付けられていた状態が取調べを受けていた。このような状態ではXは自由に取調べ室から退去できたとはいえず、取調べを受ける義務が課せられ取調べが認められる。

4. レが、2. 下線部①の取調べは適法である。

第2 設問について

20 1. Xの弁護人は、覚せい剤使用の事実(本罪)による逮捕・勾留は別件逮捕・勾留として違法であり、その後の殺人罪についての逮捕・勾留も違法であると主張するに当た

2. ~~覚せい剤使用の事実(本罪)による逮捕・勾留は別件逮捕・勾留として違法であり、その後の殺人罪についての逮捕・勾留も違法であると主張するに当た~~ Xは覚せい剤使用の事実(本罪)による逮捕・勾留は別件逮捕・勾留として違法であり、その後の殺人罪についての逮捕・勾留も違法であると主張するに当た

25 (イ) 令状審査の段階で、裁判官が、捜査官の意向を見極める(国)受母であるから、別件逮捕・勾留の要件を満たしている限り、逮捕・勾留自体は適法

法があるとする。しかし、どのような場合でも上記の如くは、逮捕要件をみたさない事件の取調べのため、逮捕要件をみたさないで翌11日の逮捕が可能であり得る。これは適切である。そこで、別件と検断事実とを逮捕・勾留の期間中、専ら事件の取調べのために利用せしめることは、その時点で身体拘束は令状に示された検断事実による身体拘束としての実態を失い、令状に示されていない強制的な身体拘束に転化すると解する。

(2) ① 党せい刑の使用による通常逮捕は逮捕要件をみたしている。通常逮捕(199条)には、①逮捕の理由(199条1項)、②逮捕の必要性(同条2項に(1)書)が必要である。Xは落着きがない様子で、Pらに呼び止められ、緊要録を得ない返事しているし、肩からは党せい刑成分が検出されているから、逮捕の理由があるといえる(①)。また、党せい刑の使用は10年以下の拘束刑という重い罪が課せられるため、重い罪を免れようとして、Xは同様の前科があることから他に党せい刑使用の証拠がXにあり得る可能性がある。罪証隠滅のおそれがあるから逮捕の必要性も認められる(②)。

よって、党せい刑の使用による逮捕は逮捕要件をみたしている。② 適切である。

(3) 党せい刑の使用による勾留は勾留要件をみたしている。勾留(207条、60条)には、①勾留の理由(207条、60条1項)、②勾留の必要性(207条1項、87条)が必要である。Xの肩からは党せい刑成分が検出されているから、罪を犯したと疑うに足りる相当な理由がある。また、前記のとおり、Xは60条1項3号の罪証隠滅のおそれ(同条2号)があるから、勾留の理由があるといえる(①)。Xの身体拘束によるXの不利な程度は大きくないのに対し、党せい刑使用という重大事実があるから、勾留の必要性も認められる(②)。

よって、党せい刑の使用による勾留は勾留要件をみたしている。③ 適切である。

(4) 1月28日から3日まで、別件とある党せい刑使用の事実についての取調べが行われているから、逮捕・勾留の期間中、専ら事件の取調べのために利用せしめるに至ったといえる。1月28日から3日の身体拘束は適法である。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名
刑事訴訟法

評価(ABCD)

(5) 2月1日から2月16日までは、連日5〜7時間程度、本件に関する殺人事件についての取調べが行われている。別件は覚せい剤使用の取調べが行われている。このことから、本件に関する殺人事件の取調べは16日以内であり、逮捕・勾留期間中の5分の4は本件の取調べの時間にあてられている。また、殺人事件についての逮捕状請求の疎明資料

は主として2月16日までの取調べで得られた供述調書であり、殺人事件について、Xはプライバシーに該当する事実を自白し、車と同様の車を所有していたこと、金銭取引など(2)のV方と関係は「話している」といってXは逮捕された事実を認めていると考えられる。よって、捜査官には殺人事件について捜査する意図があるといえる。さらに、Xは13日までは否認していたことからすると、Xの供述に自然性は乏しい。また、殺人事件と覚せい剤使用は無関係の事件である。これらのことからすると、逮捕・勾留の期間中に本件に関する取調べのために利用されるに至るといえる。この時点で、身体拘束は令状によらない違法なものに転化したといえる。

(6) 以上より、下条第9①の取調べの時点で、身体拘束は違法なものとみなすといえる。

3 結論 すると、殺人事件の逮捕・勾留の疎明資料である供述調書は違法な別件逮捕・勾留により得られたものとなり、その上、疎明資料に基づき逮捕・勾留請求は違法と認められ、殺人事件についての逮捕・勾留も違法である。

以上

5